

## 弾道ミサイル飛来時における休校等の判断について

茨城県立土浦湖北高等学校

標記のことについて、茨城県では、幼稚園を含めた学校や保育所等の休校等の判断に資するため、統一的な基準を定めました。その基準に基づき、本校の対応は以下の通りとします。

### 記

Jアラート又はマスコミ等を通じて、「ミサイルの発射情報・避難の呼びかけ（第1報）」があった場合には、Jアラートの第2報等に基づき、以下の基準を参考に判断を行ってください。

#### 【休校等に係る判断基準】

Jアラート情報（第2報以降）等		対応
<u>日本の領土・領海に落下する可能性がある</u> と判断した場合（注1） ・第2報「直ちに避難することの呼びかけ」 ・第3報「落下推定情報」		休校
<u>日本の領土・領海の上空を通過した場合</u> ・第2報「ミサイル通過情報」	関東地方を通過（注2）	休校
	それ以外の地域を通過（注3）	登校
<u>日本の領海外に落下した場合</u> （注3） ・第2報「落下推定情報」		登校

#### （注1）

- ・ この場合は、国が武力攻撃事態として認定し、国民保護措置をとる可能性が高いこと。また、落下場所や弾頭の種類等の続報はあっても、安全と判断することは困難なことから、「休校」とする。

#### （注2）

- ・ Jアラートの第2報が「関東地方を通過」したことを伝えた場合は、2～3時間後を目途に、県ホームページで落下物等の情報を掲載しますので、確認してください。

#### （注3）

- ・ Jアラートの第2報により、関東地方以外の地域を通過した場合や日本の領海外に落下したことが確認された場合は、本県に影響がないと考えられるので、「登校」とする。